

一般社団法人わんずふりー 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人わんずふりーと称する。

(事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県焼津市に置く。

- 2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、動物の保護及び管理並びに動物愛護意識の高揚並びに関連する必要な知識の普及に関する事業を行い、もって公衆衛生の向上及び人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- 1 動物愛護思想を普及推進するための事業
- 2 動物の保護及び管理に関する事業
- 3 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退 社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、当該社員を除名することができる。

- 1 本定款その他の規則に違反したとき
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である法人が解散したとき
- 3 除名されたとき
- 4 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開 催)

第12条 当法人の社員総会は定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人は、理事2名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第25条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他、その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除及び限定)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般法人法第113条により、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）との間で、前項の賠償責任について、一般法人法第115条第1項により、当該理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従って行い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第35条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年11月30日までとする。

(設立時の役員)

第38条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	齊藤 洋孝	齊藤 朋子
設立時代表理事	齊藤 洋孝	

(設立時社員の氏名及び住所)

第39条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 静岡県焼津市

設立時社員 齊藤 洋孝

住 所 静岡県焼津市

設立時社員 齊藤 朋子

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人わんずふりーを設立するため、設立時社員齊藤洋孝外1名の定款作成代理人である行政書士福間健二は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 3年 11月 25日

設立時社員 齊藤 洋孝

設立時社員 齊藤 朋子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

行政書士

福間 健二

登録番号

第97096025号

